日 調 連 発 第 ２ ５ 号
平成２６年４月１６日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（お知らせ）

この度、佐賀会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

佐賀市（佐賀県）　　平成２６年７月１日から

佐調発第 7 号
平成 26 年 4 月 14 日

日本土地家屋調査士会連合会
　会長　　林　千年　　殿

佐賀県土地家屋調査士会
会長　　小宮　清隆

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が佐賀県佐賀市において、平成 26 年 7 月 1 日より別紙のとおり導入される旨の通知がありましたので、お知らせ致します。

以上。

佐市市生第７３号
平成２６年４月１０日

佐賀県弁護士会会長　様
佐賀県司法書士会会長　様
佐賀県土地家屋調査士会長　様
九州北部税理士会長　様
佐賀県社会保険労務士会長　様
日本弁理士会会長　様
日本海事代理士会長　様
佐賀県行政書士会長　様

佐賀市長　　秀島　敏行

本人通知制度の導入について（お知らせ）

陽春の候、貴職におかれましては平素より戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成２６年７月１日から佐賀市において、事前に登録された方の住民票の写し等を本人等の代理人や、本人等以外の第三者に交付した場合において、交付の事実をお知らせする「登録型本人通知制度」および第三者により不正な手段で住民票の写し等を取得されたことが判明した場合にお知らせする「告知型本人通知制度」を導入する予定であることをお知らせいたします。

また、これまでも統一請求用紙の具体的な記載や保管管理につきまして、厳正な制度運用にご協力いただいていることと存じます。佐賀市におきましても、個人情報の適切な取り扱いに努めて参りたいと考えておりますので、今後とも引き続きご協力いただきますよう、貴所属会員にご周知をお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

佐賀市栄町１番１号
佐賀市役所市民生活課窓口一係
担当　詫間、谷口
電話　0952（40）7080

受付
26. 4. 14
調査士会

# 佐賀市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

## １．本人通知制度の概要

本人が記載されている戸籍や住民票の写し等を、本人等（注１）からの委任状を持参した代理人へ交付した場合や、本人等以外の正当な理由がある第三者に交付した場合において、事前に登録した本人に対し、その交付の事実を知らせるものです。

（注１）「本人等」とは、住民票の写しの場合、住民票に記載された者及び同一世帯に属する者
戸籍の場合、戸籍に記載された者、その者の配偶者及び直系の者

## ２．制度の目的

全国で導入されている本人通知制度を導入することにより、不正な請求を抑止し、個人の利益の侵害を防止する。

## ３．制度開始時期

平成２６年７月１日（火）　※５月１日（木）より事前登録開始

## ４．内容

①登録できる者

本市の住民基本台帳及び戸籍に記載されている者

②通知の対象となる請求

・本人等からの委任状を持参した代理人への交付
・本人等以外の正当な理由がある第三者への交付

《除外規定》
・国又は地方公共団体からの公用請求
・住民基本台帳法施行令第１５条の２に規定する業務に係るものにより交付したとき
・戸籍法第１０条の２第４項又は第５項の請求により交付したとき
・債権債務による請求、訴訟・裁判のための請求、遺言書作成のための請求
・その他市長が特別な申出又は請求と認めるとき

③通知内容

証明書交付年月日、証明書の種別・通数、交付請求者の別（代理人又は本人等以外の者の別）

④不正判明時の告知

第三者に交付した住民票等が不正に請求されたことが判明した場合は、事前登録なしで本人に通知する。